

豊田市農業委員会議事録

令和3年10月27日、豊田市農業委員会会長 横条 鈞は、令和3年10月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室2に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第63号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第65号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第66号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (12名)

1番	鈴木喜一郎	_____	_____		
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	_____	
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
13番	加知 満	_____	_____		
_____		17番	林 如実	_____	
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (7名)

2番	築山正樹	3番	西山 弥太郎	9番	梅村 逸次
14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和	16番	浅見富士男
18番	杉田 雅子				

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	担当長	加藤 泰平	主査	鈴木 彩
主査	伊藤 寿信	主査	白川 佳宏	主事	生田 卓哉

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局に報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、2番、築山正樹委員、3番、西山弥太郎委員、9番、梅村逸次委員、14番、伊藤喜代司委員、15番、伊藤政和委員、16番、浅見富士男委員、18番、杉田雅子委員、以上、7名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

11番、梅村貢司委員、12番、中島匡代委員、以上、2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第63号から第66号までの審議案件4件とその他、報告案件6件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第63号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第63号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

79番、森町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

80番、平井町の件。

担当推進委員の柘植委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

81番、平井町の件。

担当推進委員の柘植委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

82番、畝部西町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

83番、鴛鴨町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

84番、鴛鴨町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

８５番、福受町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

８６番、堤町の件。

担当推進委員の中野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

８７番、堤町の件。

担当推進委員の中野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

８８番、高丘新町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

８９番、高岡本町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

９０番、高岡町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

９１番、越戸町の件。

担当推進委員の小澤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

９２番、高町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

９３番、冷田町の件。

担当推進委員の倉田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

９４番、桑原町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第３条第２項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第63号で上程されました16件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第63号は承認決定されました。

令和3年議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

230番、河合町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、231番、野見町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

なお、以降同基準については、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の築山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、232番、榊塚東町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業

務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

なお、本件につきましては、担当の西山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、233番、豊栄町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、234番、鴛鴨町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 233番、234番、問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、235番、上郷町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、236番、和会町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

為井委員： 235番、236番、どちらも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、237番、宝町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、238番、竹町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 237番、238番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、239番、本町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、240番、上丘町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、241番、若林東町の件、住宅敷地（乗り入れ・駐車場）です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 239番から241番の3件、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、242番、中田町の件、分家住宅です。甲種農地です。判断基準は、次の（a）、（b）の両方を満たす事業の施工地で、工事完了の翌年度から起算して8年以内のものです。なお、次の（a）、（b）の両方を満たす事業の施工地については、議案書31ページの次ページ、農地区分の甲種農地②を参照してください。

許可基準は甲種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、243番、中田町の件、分家住宅です。甲種農地です。判断基準は、次の（a）、（b）の両方を満たす事業の施工地で、工事完了の翌年度から起算して8年以内のものです。

許可基準は甲種農地で、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

土方委員： 242番、243番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、244番、荒井町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、梅坪駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超えている区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、245番、加納町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読まさせていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、246番、加納町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、247番、四郷町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、下水管、ガス管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、248番、四郷町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、249番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、250番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、251番、力石町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、252番、御作町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

中島委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、253番、北篠平町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、254番、松平志賀町の件、店舗です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に東海環状松平インターが存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、255番、田粳町の件、鉱物採掘場です。第2種農地です。判

断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横条委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第64号で上程されました26件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第64号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第65号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第65号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

13番、本田町の件。

担当推進委員の中野委員からは、証明について問題ない旨の御意見をいただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第65号で上程されました意見について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第65号は承認決定されました。
令和3年議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。
今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和3年11月1日から貸借期間が開始されるものです。
資料は2種類あります。別紙議案第66号資料の1は、利用権の総括表になります。議案第66号資料2は、1筆ごとの情報を全件示すものです。
ここでは、別紙議案第66号資料1の総括表で御説明させていただきます。
3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和3年11月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。
今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、12筆、2万3,237平方メートルの利用権を設定するものです。
以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第66号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第66号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案14ページ及び別紙配付資料3ページ及び4ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

1番、福受町の案件から、16ページを御覧ください、8番、百々町の案件までの8件について、近々納税猶予期間が20年を超過する農地として税務署からの照会があり、事務局において現地を確認し、その利用状況について既に回答したことを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

118番、汐見町の案件から、23ページを御覧ください、142番、中根町の案件までの25件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案24ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

8番、高岡町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき適用除外として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案25ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

53番、挙母町の駐車場の案件から、26ページを御覧ください、59番、四郷町の共同住宅の案件までの7件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案27ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

152番、浄水町に分譲宅地の案件から、31ページを御覧ください、169番、豊栄町の自己用住宅の案件までの18件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時21分)

議事録署名者

印

印